ＪＡ東京中央会新規就農者初期投資支援事業実施要綱

都中農推発第４号

令和７年４月１日

第１　目的

新規就農者に対し就農初期段階に必要な経費の助成を行い、農業経営の早期安定化を図ることで、農業の担い手を確保する必要がある。

このため、東京都農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）は、東京都の「新規就農者初期投資支援事業費補助金交付要綱」（令和６年４月１日６産労農安第23号）を受け、新規就農者が経営を開始する等にあたり必要となる施設や機器等の導入経費を支援するため、「新規就農者初期投資支援事業」（以下「支援事業」という。）を実施する。

第２　事業の内容

　　支援事業の内容等は以下のとおりとする。

施設機器等導入費補助事業

　　農畜産物の生産技術習得や農地確保等の就農準備を整えた者等が経営開始等に当たって必要となる施設や機器等の導入費及び事業実施主体が事業を推進するための経費を補助する。

第３　事業実施主体

事業実施主体は、中央会とする。

第４　補助対象者

１　補助対象者は、都内に住所およびほ場を有し、次に掲げる者とする。

　　（１）認定新規就農者

　　（２）認定新規就農者に準ずる者

　　２　前項の規定に関わらず、新規就農者定着支援施設整備事業実施要綱（平成31年４月１日付け30産労農振第2348号）又は東京都山村・離島振興施設整備事業実施要領（平成10年４月22日付９労経農地第1467号）並びに都市農業経営力強化事業実施要綱（令和３年４月１日付２産労農振第 3012 号）に基づき、事業を実施した者は対象としない。

第５　推進体制

中央会は、本事業の実施にあたり、ＪＡ等関係機関との密接な連携を取りつつ、必要に応じて東京都からの助言・指導を得ながら円滑かつ適切に推進する。

第６　助成措置等

第２の事業について、中央会は、別に定めるところにより、都の補助金の範囲内において、本事業の実施に必要な経費を補助対象者に対して助成する。

第７　その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。